

留 衛 監 第 1 0 号  
令 和 6 年 6 月 2 1 日

留萌南部衛生組合  
組合長 中 西 俊 司 様

留萌南部衛生組合

監査委員 武 田 浩 一

監査委員 杉 本 弘 幸



令和6年度定期監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、その旨を通知願います。

(監査事務局 監査係)

令和 6 年度

# 監 査 報 告 書

定 期 監 査

留萌南部衛生組合監査委員

令和 6 年 6 月

# 定期監査報告

## 1 監査の対象

留萌南部衛生組合

## 2 監査の実施期間

令和6年4月8日から令和6年6月21日まで

## 3 監査の範囲

令和5年度に支出した使用料及び賃借料の支出事務

## 4 監査の着眼点

留萌南部衛生組合の使用料及び賃借料の支出事務全般を把握し、合規性、効率性などの視点から総合的な評価を行った。

## 5 監査の方法

留萌南部衛生組合に対し、あらかじめ監査範囲の関係書類、帳簿等の提出を求め、関係書類、帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

## 6 監査の実施場所

監査事務局

## 7 監査の結果

調書等による支出業務の状況

事務の内容を把握するために作成した調書3件は次のとおりである。

委託業務名	契約金額(円)	契約根拠法令 (地方自治法施行令)
カラー電子複写機賃借料	356,400	第167条第2号
土地賃貸借(衛生センター)	8,496	第167条の2第1項第2号
ごみ分別アプリ使用料	132,000	第167条の2第1項第2号

## 支出業務の監査結果

監査の結果、事務処理の過程、内容については、概ね適正と認めるが、次のとおり改善を要する点が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき個別事項については、6月21日に実施した講評の中で指導しており記述を省略する。

### 契約の根拠について

随意契約の根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項各号によらなければならないが、理由書に記載された内容に理解しがたいものが見受けられた。

適正で客観的に判断できる理由を記載するよう望む。

### 契約保証金について

留萌南部衛生組合契約規則により全部免除としているものの中で、免除規定を過っているもの、理由に該当しないものが見受けられた。

契約規則を都度確認し、適正な事務処理を望む。

## 8 まとめ

本年度の定期監査において、使用料及び賃借料の支出事務全般を把握し、合規性や効率性等の視点から総合的に監査を行ったところ、概ね適正な事務処理であることを確認した。

今後の事務処理においては、上記指摘事項及び講評で述べた事項について速やかに改善し、より一層の適正な事務の執行を要望する。

また、地方自治法第2条第14項に規定する、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、その重要性を再認識し、公平で公正な効率の良い事務処理に努められたい。